

令和 2 年度 事業計画

【事業方針概要】

令和 2 年度は、土地家屋調査士制度制定 70 周年及び表示登記制度制定 60 周年の年であり、私たち土地家屋調査士にとって大事な節目の年です。長きにわたりこの制度を維持されてきた諸先輩の皆さまに感謝するとともに、私たちは、これからの 10 年・20 年を考えていかなければなりません。

少子高齢化に伴い土地家屋調査士試験の受験者数は減少し、土地家屋調査士数も減少しています。私たちは土地家屋調査士という職業の素晴らしさ、大切さを社会貢献活動を通じて訴えてきたつもりですが、成果が見えない現状です。

そこで、この節目の年を契機に土地家屋調査士を増やす努力ではなく、私たち自身の技術力を伸ばす努力をしていきたいと思えます。

福岡県は筆界特定申請が非常に多く筆界調査委員の皆さまには、大変なご苦勞を強いています。この筆界特定は調査委員にとっても、申請代理人にとっても土地家屋調査士業務のスキルを大いに発揮できる制度であると思えます。会員の中の若い世代（入会して 5 年未満程度）の人たちを中心にこの筆界特定への対処・対応の知識・技術を研修を通じて育成していきたいと思えます。

以上を踏まえて、本年の事業方針概要は、下記項目を基本方針とし、各部署が連携して効率の良い会務運営を目指します。

- 1 倫理と品位の確立
- 2 支部との連携強化
- 3 新入会員及び若手会員の人材育成
- 4 研修内容の充実
- 5 業務への支援
- 6 土地家屋調査士制度の啓蒙の推進
- 7 社会貢献事業の推進
- 8 制度制定 70 周年事業への対応

【総務部】

近年、国民の皆様より本会に対し多数の問い合わせが寄せられています。とりわけ、苦情相談及び法務局からの調査委嘱は後を絶たない状況です。国民の大切な財産を扱う者として、我々土地家屋調査士に対し専門資格者として求められている責任も重くなっています。ゆえに国民の期待に応えるためには業務の資質の向上もさることながら、専門資格者としての職責の認識と倫理の確立が必要不可欠であると考えます。それぞれの事案に真摯に対応することが国民の土地家屋調査士への信頼、土地家屋調査士制度の発展につながると考えています。

- 1 制度対策に対する事項
各部と連携をとり、迅速に対処する。
- 2 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事項
(1) 専門資格者(土地家屋調査士)としての倫理について会員への周知徹底を行う。

- (2) 会員が品位を保持し適正な業務を行えるよう、指導及び連絡を行う。
- (3) 綱紀委員会と連携して綱紀事件の防止に努める。
- 3 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
 - (1) 会員への情報は、メール・県会ニュース・ホームページ等により伝達する。また、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の使用簿の確認を行い、土地家屋調査士法第3条業務以外で使用をされている会員に対しては、注意等を行う。
 - (2) 会員事務所への訪問を通して県会から会員への情報伝達を行う。
 - (3) 会員が業務において知り得た個人情報等の取扱いについて、指導及び連絡を行う。
- 4 会員の入会及び退会その他人事に関する事項

入退会の手続き等に関しては、会則や規則に基づき適切に対応する。なお、本会への入会予定者に対しては、入会手続の際、面談を行う。
- 5 本会が所有する会員の個人情報の公開に関する事項

本会及び会員に関する情報並びに懲戒処分の情報及び注意勧告の情報については、規則等に則り、本会ホームページ上で公開する。
- 6 本会及び会員の個人情報の保護に関する事項

本会が所有する個人情報の保護について「個人情報の保護に関する規則」、「特定個人情報取扱規程」及び「特定個人情報取扱細則」に基づき適切な管理を行う。
- 7 会員の業務等に対する苦情相談及び紛議の調停に関する事項

「苦情相談取扱規程」、「紛議の調停に関する規則」及び「紛議の調停に関する細則」に基づき対応する。
- 8 非調査士等による調査士業務の排除に関する事項

業務部と連携して土地家屋調査士法第68条への厳格な対応を目指す。さらに、平成22年4月1日より施行された土地家屋調査士法施行規則第39条の2への対応としても各支部と連携して対応する。
- 9 その他、他の部の所掌に属さない事項
 - (1) 法律改正への対応及び会則等の整合性をとるため、適正な整理を行う。その際、会則・規則・規程等については、早急にホームページのデータを更新する。
 - (2) 制度及び社会情勢を見据えた上で、組織について継続して検討する。
 - (3) 「ワイドエリアネットワーク会議」について、会員の資質向上に寄与できるよう、会議の成果については今後の会務執行に活かす。
- 10 支部との連携に関する事項

各支部と連携してスムーズな会務運営を図る。
- 11 制度制定70周年事業に関する事項

各部と連携して対応する。

【財 務 部】

令和2年度は、毎年行っている福利・共済・年金の3事業を継続的に行うと共に、制度制定70周年事業への対応を行う。また、例年の通り会計監査への対応を行うと共に、各部の会務予算の執行状況について把握し、助言を行います。

- 1 福利厚生及び共済事業の充実
 - (1) 親睦事業への支援

同好会活動及び支部合同親睦事業への支援を行う。
 - (2) 健康に関する支援

各支部の健康促進に関する事業への支援を行う。
 - (3) 国民年金基金の加入促進

県会ホームページ・会報等を利用して、一層の加入者の促進を行う。

- 2 会計監査事務への対応
会計監査に対応し必要に応じて勘定科目等を見直す。
- 3 事業予算執行状況の把握・助言
事業予算の執行状況を把握し助言を行う。
- 4 制度制定 70 周年事業への対応
各部と連携して対応する。

【業 務 部】

土地家屋調査士の意識と信頼の向上に、調査・測量実施要領に準拠した業務の徹底を呼びかけ、業務の適正化を図っていくよう、会員への助言や業務指導を行います。隣接法律専門職に期待された信頼をより堅固にしていくため、様々な制度変化に対応するとともに業務に関する情報収集や研究検討を行い会員に情報を伝達します。

- 1 会員への情報伝達及び業務指導
 - (1) 土地家屋調査士の業務に関する情報に対応し、会員に伝達を行い、必要に応じ業務指導を行う。
 - (2) 会員からの業務に関する質問等に対応する。
 - (3) オンライン申請を普及するため、会員への周知及び指導を行う。
- 2 公共基準点の使用承認、認定登記基準点への対応
 - (1) 不動産登記規則第 77 条の公共基準点の利用について、引き続き各市町村への包括使用承認を行い、基準点使用報告書提出の徹底を会員に呼びかける。
 - (2) 必要に応じ認定登記基準点の事務手続きを行う。
- 3 官民境界等への対応
 - (1) 官民境界に関する改善点を把握し、必要に応じて担当官公署へ協議や要望を行う。
 - (2) 官民境界に係る境界標保全のお願いを、継続して担当官公署へ行う。
 - (3) 市町村に所有者不明土地に関する協議や要望を継続し、問題解決の専門職であることを啓蒙してゆく。
- 4 不動産登記法第 14 条地図作成作業（従来型・大都市型）への対応
法第 14 条地図作成作業について、必要に応じて法務局と協議を行い対応する。
- 5 福岡法務局との協議会等
 - (1) 表示に関する登記事務について福岡法務局と事務連絡協議会を行う。
 - (2) 業務等に関する問題点について、必要に応じて協議する。
- 6 対外的業務活動
 - (1) 土地家屋調査士法第 68 条(非調査士)の周知徹底
総務部と連携して、土地家屋調査士法第 68 条について引き続き徹底を呼び掛ける。
 - (2) 公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協議会開催
必要に応じて公共嘱託登記土地家屋調査士協会と協議会を開催する。
- 7 適正な業務と報酬の分析
報酬額の運用における実態調査及び統計資料の作成を行う。
- 8 所有者不明土地・空き家問題への対応
 - (1) 九州地区所有者不明土地連携協議会に有識者団体として参加する。
 - (2) 県内各市町村に、所有者不明土地問題・空き家問題に関する業務につき、専門家として活動ができるように啓蒙活動を行う。
 - (3) 福岡法務局の土地所有者不明探索委員に関する対応を行う。
- 9 制度制定70 周年事業に関する事項
各部と連携して対応する。

【広 報 部】

本年度は土地家屋調査士制度制定 70 周年という節目の年であり、各部と各支部の協力のもと例年以上に制度広報活動を行いたいと考えております。

新聞広告と地域貢献活動の助成を行い幅広い世代の方に土地家屋調査士の名が認知されるよう、より市民の皆様に近い場所で広報活動を実施したいと考えています。また、無料相談会を引き続き行います。

毎年実施しております地域貢献活動においては、本年度は更に多くの支部に参加していただきたいと考えており、各支部における活動の一つに是非取り入れていただき、県会から引き続き助成を行いたいと考えております。

1 対外的広報

(1) 無料相談会

行政評価局主催の「くらし・行政相談」については、毎月第一金曜日の当番日に天神岩田屋において、また、5月・8月・11月・2月の第二水曜日には小倉井筒屋において相談会の対応を行う。

7月31日の「土地家屋調査士の日」は広報部理事により無料相談会の開催を実施する。

10月1日の「法の日」を中心日とし、各支部協力のもと無料相談会を実施し、県会から助成を行う。

今年度も北・中・南部の各地区で実施されている、無料相談会の体制を整える。

(2) 新聞紙面に捉われずインターネット等を活用し、調査士制度・ADR・相談会等の案内広告を行う。

(3) 福岡県内の施設(商業施設等)に制度広報のポスターを設置し、広報活動を行う。

(4) 会員に県会作成のグッズ等を活用していただき制度広報を行う。

(5) 行政機関で発行されている広報誌に、無料相談会等の告知広告を掲載する。

(6) 各支部の地域貢献活動に対して県会より助成を行い、地域に根付いた広報活動を行う。

(7) 県会のリーフレットを作成し、無料相談会等で配布する。

2 対内的広報

(1) ホームページによるスケジュール・伝達事項(県会ニュース)等の告知をする。

3 制度制定 70 周年事業

(1) 各部と連携して対応する。

(2) 70周年記念誌を作成し、毎年発刊している冊子版の会報「ふくおか」との合併号として発刊する。

(3) 記念グッズ作成

【研 修 部】

土地家屋調査士に直接関係する不動産登記法や民法の改正議論が進められております。オンライン申請については「調査士報告方式」が令和元年11月11日に開始されました。私達を取り巻く環境は常に進化しています。国民の要請と期待に応えるためには、常に自己研鑽を積み、専門資格者として高い専門知識と技術の向上を図らなければなりません。各研修を通じて会員の皆様に役立つ研修を企画、運営していきます。

また、今年度は制度制定 70 周年であり、各部と連携、協力し事業を行ってまいります。

1 全体研修会

中央・南部において、メイン会場及びサブ会場 1ヶ所を設置し、電子会議システムを使用

し開催する。(第2回全体研修会は中央1会場とし土地家屋調査士制度70周年記念事業に位置付ける。)

支部会場での開催を希望する支部については、機器接続等の支援を行う。

(1) 第1回

日時：令和2年8月6日(木) 13時00分～16時30分

会場：中央・南部・各支部

(2) 第2回

日時：令和2年11月 13時00分～16時30分

会場：中央 1会場

(3) 第3回

日時：令和3年2月 13時00分～16時30分

会場：中央・南部・各支部

2 専門研修会

有料研修会として3回開催する。

3 支部研修会

全体研修会で周知出来ない細部事項や全会員が業務を行う上で必要な事項等の伝達を支部研修会で補って頂けるようお願いするとともに講師の派遣を行う。

なお、実施した支部に対し補助金を交付する。

4 新入会員研修会

新入会員及び本会主催の新入会員研修会を未だ受講していない会員を対象に、専門家として求められている資質と姿勢、業務を行う上で必要な知識等の向上を図ることを目的として研修会を開催する。

5 新人実務体験研修

土地家屋調査士の有資格者及び土地家屋調査士登録後2年以内の新人を対象として、講師事務所に配属し有料研修として実施する。

6 補助者研修会

補助者の資質向上を図るため、補助者としての倫理や業務について、有料研修等を実施するとともに補助者の実態把握に努め管理する。

7 土地家屋調査士専門職能継続学習(土地家屋調査士CPD)制度への対応

専門資格者として、業務遂行を行う専門知識と技術の維持向上を図るため参加しやすい研修会の開催を企画するとともに積極的に参加する研修会の開催を検討することにより、土地家屋調査士CPD制度に対応し県会ホームページで公開する。

8 制度制定70周年事業への対応

各部と連携し対応を行う。

【社会事業部】

社会情勢の変化を見据えたうえで、福岡法務局と連携し筆界特定制度や境界問題解決センターふくおかへの支援を行うとともに、専門研究所等の対内的事業への支援及び社会連携講座や専門職団体連絡協議会などの対外的な活動への支援を行い、土地家屋調査士の専門的な職能を活用して、社会への貢献を充実させる取り組みを行います。

1 筆界特定制度への対応

(1) 福岡法務局との協議会

筆界特定制度並びに筆特活用スキームに関して福岡法務局と協議会を開催する。

(2) 筆界調査委員の育成

福岡法務局協力のもと筆界調査委員のインターンシップを行う。

(3) 境界鑑定実務の資料精査と保管

本年度も継続して、資料センター保管の土地家屋調査士法第 25 条第 2 項に規定する「地域の慣習」にかかわる地図等の歴史的資料の精査・保管を行う。

2 社会貢献事業の構築・推進

(1) 社会連携講座

後継者育成に対応するため、また、表題登記制度・土地家屋調査士の職務・土地家屋調査士と司法との関わり等について学生が広く理解する機会を提供するため社会連携講座を昨年引き続き行う。

社会連携講座は、土地家屋調査士制度の知名度アップ・地位の向上・後継者の育成の観点から、また、土地の歴史、地図の歴史等を研究する人材育成の観点から西南学院大学法学部の学生を対象としたもので、各部と支部と会員の協力を得て、社会連携講座を開講する。

(2) 防災ネットワークの推進

各市町村をはじめ、関係団体との災害協定の締結及び被災者支援制度について検討を行う。

3 専門研究所への対応

専門研究所の研究について支援を行う。

4 福岡専門職団体連絡協議会（業際ネットワーク）

福岡専門職団体連絡協議会は、10 士業(本会・福岡県司法書士会・公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会・福岡県行政書士会・福岡県社会保険労務士会・福岡県弁護士会・日本公認会計士協会北部九州会・日本弁理士会九州会・一般社団法人福岡県中小企業診断士協会・九州北部税理士会)の相互理解と協調により友誼を深め、加入団体に寄与し、もって地域社会に貢献することを目的としており、本年度は 9 月の定期大会終了まで事務局当番会を当会が務める。

(1) 第 30 回定期大会の開催

令和 2 年 9 月 7 日に第 30 回定期大会を開催する。

(2) 共同相談会への支援

年に一度、県内 4 地区で開催される「くらし・事業なんでも相談会」へ支援を行う。中央地区で年 2 回開催される「くらし・事業なんでも相談会」への支援。

運営委員、会員の協力のもと、開催される相談会は 10 士業の社会貢献として定着しており、広報活動として関係機関の広報紙掲載に向け積極的に働きかけ、事業への支援を行う。

(3) 不動産研究会及び企業法務・会計部門研究会並びに被災者支援研究会への支援

不動産研究会及び企業法務・会計部門研究会並びに被災者支援研究会は士業間において継続的に発表会が実施される中で、本会の当番時に発表担当者への支援を行う。

(4) 士業間親睦事業への支援

継続的に実施されている親睦事業への支援及び同好会への支援を行う。

(5) 専団連ホームページの更新への支援

専団連で広報活動の一環として立ち上げられたホームページが更新及び見直しする際に本会として支援と運営を行う。

5 「境界問題解決センターふくおか」への支援

- 6 制度制定 70 周年事業に関する事項
各部と連携して対応する。